

貸切バス初任運転者に対する安全運転の実技指導について

対馬交通株式会社

弊社では、法律で定められている貸切バス運転者への初任教育を次の通り実施しております。

1. 教育実施時期

- (1) 乗合バス運転者が貸切バスに乗務
- (2) 新たに入社した運転者

が運行管理者による見極め試験で合格し、貸切バス運転者として選任されるまで実施。

2. 指導の具体内容

国土交通省が発行する「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」に基づき実施。(大型バスを運転する際の安全上の注意事項・道路交通法に係る事項・車内 転倒事故を防止する為の確認事項・管内における交通の特徴・機器や装置の使用方法などについて教育を実施しております。)

3. 運転操作

初任運転者本人が運転し、指導者が添乗して指導。

4. 添乗指導者

貸切バス 運行管理者及び運行管理者の有資格者 (2024.11.1 現在)

- A：貸切バス乗務経験 25年、指導経験 6年
- B：貸切バス乗務経験 14年、指導経験 3年
- C：貸切バス乗務経験 8年、指導経験 5年
- D：貸切バス乗務経験 23年、指導経験 8年
- E：貸切バス乗務経験 6年、指導経験 3年

が添乗指導を行う。

5. 教育使用車種区分

大型貸切バス

中型貸切バス

6. 初運転者に関する特別な指導の内容

- (1) 座学 10時間以上

- ① 事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項
- ② 事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法
- ③ 運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項
- ④ 危険予知及び回避
- ⑤ 運転手の適正及び健康管理の重要性
- ⑥ 安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法
- ⑦ ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正

(2) 安全運転の実技指導 20 時間以上

安全運転の実技指導（添乗指導者付き）実施日程及び実施ルート